

令和7年3月28日
山口県報号外第11号
監査公表第2号別冊

令和6年度
財政的援助団体等監査結果報告書

令和7年3月
山口県監査委員

目 次

1	監査の概要	
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の実施方法	1
(3)	監査の着眼点	1
(4)	監査の実施状況	1
2	監査の結果	
(1)	公立大学法人山口県立大学	3
(2)	一般財団法人山口県国際総合センター	3
(3)	一般社団法人山口県林業用苗木需給安定基金協会	3
(4)	公益財団法人山口県国際交流協会	4
(5)	公益社団法人山口県畜産振興協会	4
(6)	宇部商工会議所	4
(7)	徳山商工会議所	5
(8)	岩国西商工会	5
(9)	学校法人鴻城義塾	5
(10)	学校法人宇部学園	6
(11)	学校法人野田学園	6
(12)	山口県漁業協同組合	7
(13)	社会福祉法人新南陽福祉の会	7
(14)	社会福祉法人有倫館	7
(15)	山口県職業能力開発協会	8
(16)	一般社団法人山口県農業会議	8
(17)	公益財団法人山口県ひとづくり財団	8
(18)	総合設備管理株式会社	9
3	監査の意見	
(1)	総括的意見	9
(2)	監査を通じて識別された課題	10
4	今後の措置	11
別紙	監査の着眼点	12

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次に掲げる団体の出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

イ 財政的援助団体

県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償金、利子補給金その他財政的援助を行っている団体

ウ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査の実施方法

監査は、山口県監査委員監査基準に準拠し、出資団体、財政的援助団体及び指定管理者の資金の出納状況、補助した事業の執行状況又は団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼とし、原則として、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査対象団体に出向き、当該監査対象団体の職員からのヒアリング、関係資料及び書類等に基づき監査を実施した。

なお、一部団体については書面監査とし、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が書面に基づき監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

別紙によるとともに、監査対象団体の内部統制の状況及び県所管課による指導状況について特に確認した。

(4) 監査の実施状況

令和6年12月から令和7年2月の間において、18団体(21箇所)を選定し、監査を実施した。

【監査実施団体の名称及び監査実施年月日】

区分	番号	監査対象団体	所管課	出資	財政的援助	指定管理	委員監査実施年月日
出資団体	1	公立大学法人山口県立大学	学事文書課	○	○		令和7年1月31日
	2	一般財団法人山口県国際総合センター (国際総合センター)	イノベーション推進課	○		○	令和7年2月5日
	3	一般社団法人山口県林業用苗木需給安定基金協会	森林整備課	○			令和7年2月5日
	4	公益財団法人山口県国際交流協会	国際課	○	○		令和7年1月24日
	5	公益社団法人山口県畜産振興協会	畜産振興課	○	○		令和7年1月24日
財政的援助団体	6	宇部商工会議所	経営金融課		○		令和7年1月31日
	7	徳山商工会議所	経営金融課		○		令和7年1月31日
	8	岩国西商工会	経営金融課		○		令和7年1月31日
	9	学校法人鴻城義塾	学事文書課 健康増進課		○		令和7年1月31日
	10	学校法人宇部学園	学事文書課 健康増進課		○		令和7年1月31日
	11	学校法人野田学園	学事文書課 健康増進課 こども政策課		○		令和7年1月31日
	12	山口県漁業協同組合	廃棄物・リサイクル対策課 ぶちうまやまぐち推進課 水産振興課 漁港漁場整備課		○		令和7年1月31日
	13	社会福祉法人新南陽福祉の会	健康増進課 長寿社会課		○		令和7年1月31日
	14	社会福祉法人有倫館	長寿社会課 こども政策課		○		令和7年1月31日
	15	山口県職業能力開発協会	産業人材課		○		令和7年1月31日
	16	一般社団法人山口県農業会議	農業振興課		○		令和7年1月31日
指定管理者	17-1	公益財団法人山口県ひとつづくり財団 (十種ヶ峰青少年自然の家 由宇青少年自然の家)	学校運営・施設整備室			○	令和7年1月22日
	令和7年1月28日						
	18	総合設備管理株式会社 (周南流域下水道 田布施川流域下水道)	都市計画課			○	令和7年1月28日

2 監査の結果

(1) 公立大学法人山口県立大学

ア 出資金及び補助金等について

本法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的として設立され、県は、資本金 13,601,923,000 円の全額を出資している。

また、県は、令和5年度において、県立大学運営費交付金 1,161,995,000 円及び山口県立大学第二期整備事業補助金 36,294,000 円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(2) 一般財団法人山口県国際総合センター

ア 出資金及び指定管理料について

本法人は、国際総合センターの管理及び運営、貿易の促進、海外取引機会の拡大支援等を行うことにより、国際産業交流の推進とコンベンションの振興を図り、もって国際化の進展と地域産業の振興に寄与することを目的として設立され、県は基本財産等相当額 671,200,000円のうち508,500,000円を出資している。

また、県は、山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定をしており、令和5年度において、委託料(指定管理料)308,244,500円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(3) 一般社団法人山口県林業用苗木需給安定基金協会

ア 出資金について

本法人は、林業用苗木の計画的な生産の確保と生産調整に関する事業を行い、本県における計画的な造林を推進し森林の持つ多面的機能の発揮に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産52,400,000円のうち39,000,000円を出資している。

イ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(4) 公益財団法人山口県国際交流協会

ア 出資金及び補助金について

本法人は、県における中核的な民間国際交流組織で、県の特性を生かした多面的な国際交流活動を通じて、県民の国際認識と国際理解を増進するとともに、世界に開かれた地域社会づくりと県民生活の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産719,613,445円のうち450,000,000円を出資している。

また、県は、令和5年度において、公益財団法人山口県国際交流協会補助金10,142,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(5) 公益社団法人山口県畜産振興協会

ア 出資金及び補助金について

本法人は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営支援指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜の改良増殖、家畜衛生対策、畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を行うことにより、畜産の振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供することを目的として設立され、県は、特定資産(肉用子牛運営特別資産、家畜改良運営特別資産及び家畜衛生運営特別資産)157,040,000 円のうち71,500,000 円を出資している。

また、県は、令和5年度において、畜産振興対策補助金 9,272,000 円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(6) 宇部商工会議所

ア 補助金について

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工鉱業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工鉱業の発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和5年度において、小規模事業経営支援事業費補助金56,997,300円、小規模事業者応援キャンペーン事業補助金5,000,000円及び創業・事業承継専門家派遣等事業補助金719,824円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(7) 徳山商工会議所

ア 補助金について

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和5年度において、小規模事業経営支援事業費補助金51,305,100円、小規模事業者応援キャンペーン事業補助金5,000,000円及び創業・事業承継専門家派遣等事業補助金789,140円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(8) 岩国西商工会

ア 補助金について

本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和5年度において、小規模事業経営支援事業費補助金38,150,300円及び東部地域小規模事業者支援事業補助金1,164,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(9) 学校法人鴻城義塾

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、自主性と創造力を持った個性豊かな人材を育成することを目的として設立され、県は、令和5年度において、私立学校運営費補助金458,161,500円、高等学校等就学支援金276,513,600円、私立学校教育近代化等施設設備整備費補助金13,716,000円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金(国庫補助対象分)7,840,000円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金5,697,200円、私立学校等光熱費高騰対策支援金3,360,000円、認定こども園等教育支援体制整備補助金1,954,000円、高等学校等専攻科修学支援金1,691,000円、私立幼稚園等送迎バス安全装置導入事業費補助

金1,045,500円、私立学校給食費等に係る物価高騰差額補助事業費補助金903,000円、結核予防事業補助金409,933円、幼稚園等地域開放事業補助金329,000円、高等学校等就学支援金事務費交付金165,607円及びやまぐちの活力を支える私立高校生就職支援事業等補助金94,990円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(10) 学校法人宇部学園

ア 補助金等について

本法人は、私立学校法による学校法人で教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的として設立され、県は、令和5年度において、私立学校運営費補助金381,028,000円、高等学校等就学支援金181,754,100円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金5,861,800円、高等学校等専攻科就学支援金5,809,538円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金(国庫補助対象分)4,704,000円、私立学校等光熱費高騰対策支援金3,640,000円、私立学校耐震化促進利子補給金2,752,450円、高等学校等就学支援金事務費交付金796,611円、認定こども園等教育支援体制整備補助金359,000円、結核予防事業補助金237,342円、私立幼稚園等送迎バス安全装置導入事業費補助金173,250円、幼稚園等地域開放事業補助金123,000円及びやまぐちの活力を支える私立高校生就職支援事業等補助金118,268円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(11) 学校法人野田学園

ア 補助金等について

本法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的として設立され、県は、令和5年度において、私立学校運営費補助金322,786,000円、高等学校等就学支援金134,362,800円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金(国庫補助対象分)8,624,000円、私立学校耐震化促進利子補給金5,192,055円、子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金2,636,800円、私立学校等光熱費高騰対策支援金2,580,000円、私立学校耐震診断事業費補助金1,025,000円、高等学校等就学支援金事務費交付金643,960円、幼稚園等地域開放事業補助金500,000円、保育所等光

熱費高騰対策支援金400,000円、認定こども園等教育支援体制整備補助金299,000円及び結核予防事業補助金91,080円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(12) 山口県漁業協同組合

ア 補助金等について

本組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的として設立され、県は、令和5年度において、漁船漁業短期運転資金貸付金150,000,000円、新規漁業就業者定着促進事業費補助金23,660,870円、漁業近代化資金利子補給金13,245,500円、単県農山漁村整備事業費補助金2,500,000円、地域を牽引する中核漁業経営体育成推進事業費補助金2,299,504円、水産資源管理総合対策事業費補助金378,000円及びPCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金75,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(13) 社会福祉法人新南陽福祉の会

ア 補助金について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、令和5年度において、軽費老人ホーム事務費補助金33,861,000円、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金2,655,000円、働きやすい介護職場づくり支援事業費補助金1,203,000円及び結核予防事業補助金36,518円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(14) 社会福祉法人有倫館

ア 補助金等について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社

会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、令和5年度において、軽費老人ホーム事務費補助金36,366,000円及び保育所等光熱費高騰対策支援金120,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(15) 山口県職業能力開発協会

ア 補助金について

本協会は、本県の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発の促進を図ることを目的として設立され、県は、令和5年度において、職業能力開発協会費補助金55,983,100円及び技能五輪・アビリンピック・若年者ものづくり競技大会選手育成強化事業補助金2,512,083円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(16) 一般社団法人山口県農業会議

ア 補助金等について

本法人は、農業委員会の連絡調整、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、農業の担い手・就農支援、農業一般に関する調査及び情報の提供、農地法その他の法令により行うものとされている業務等を行うことによって、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施及び農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和5年度において、農業委員会交付金等35,750,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(17) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

ア 指定管理料について

本法人は、山口県の未来を拓く人づくりをすすめるため、様々な分野で活躍できる地域の人材の育成に関する事業及び地域文化に関する事業を総合的に推進し、もって山

口県勢の躍進に寄与することを目的として設立され、県は、山口県セミナーパーク、山口県スポーツ交流村、山口県青少年自然の家(秋吉台、十種ヶ峰、由宇)、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をしており、監査対象とした山口県十種ヶ峰青少年自然の家及び山口県由宇青少年自然の家については、令和5年度において、委託料(指定管理料)66,747,960円及び85,957,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(18) 総合設備管理株式会社

ア 指定管理料について

本会社は、環境衛生施設、公共施設等の運転管理、保守点検補修及び清掃業務、上下水道施設の設計、施工及び管理業務等の事業を営むことを目的として設立され、県は、周南流域下水道及び田布施川流域下水道に係る指定管理者の指定をしており、令和5年度において、委託料(指定管理料)317,563,785円及び102,668,481円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

3 監査の意見

令和6年12月から令和7年2月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、前記「2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。各団体及び所管課においては、今後の業務運営及び行政運営に当たり十分留意され、所要の改善措置について検討・実施されたい。

(1) 総括的意見

① 出資団体に関するもの

県が出資を行っている団体は、県行政の補完的役割を担っており、公金を財源の一部に含む公的な団体として、不祥事など様々なリスクを防止する内部統制の整備と、事業を安定的に継続して実施できる財務健全性が求められる。

出資団体に対する監査結果を踏まえると、事業の継続性に疑義がある団体はなかったものの、切手の受払が不明瞭なものや、法人決算における減価償却額等の計上額を誤っているものがあった。

県は、団体運営や事業活動が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体に対し、適切な指導、監督に努められたい。

② 財政的援助団体に関するもの

補助金等交付事業については、その財源が公金であることから、広く県民の理解が得られるよう、適切に実施する必要がある。

財政的援助団体に対する監査結果を踏まえると、実績報告書において、補助対象外の経費を補助対象経費として含めていたものや、添付書類に不備があった事案があった。いずれも複数の職員による確認の徹底などにより防止可能と考えられる事案であり、団体の内部マネジメント力のより一層の向上が望まれる。

また、財政的援助団体は規模や種類が様々で、事務体制が整備されている団体や補助金事務に慣れている団体ばかりではないため、県は、内部統制が脆弱な団体や補助金事務に不慣れな団体に対しては、きめ細かな指導、支援を行うなど、適切に対応されたい。

加えて、団体が県に報告した補助対象経費の金額に誤りがあったり、添付書類に不備があったことを、県が定期的に行っている実地検査等で看過していた事案が見られたため、補助金等の交付が適切に実施されるよう、県として組織的なチェック体制の整備、担当職員の知識・実務能力の向上に努められたい。

③ 公の施設の指定管理者に関するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者が持つノウハウや専門性等を活用し、施設サービスの向上及び利用の活発化を図ることや、経費の節減等を目的として導入されたものである。

そのため、指定管理者は、常にその財源が公金であることを踏まえることはもちろんのこと、利用者の目線で効率的な施設運営に努め、県は制度の趣旨を理解した上で、サービス水準の維持・向上や業務運営の適正化を図るため、基本協定書等に則り指定管理業務が適切かつ確実に行われているかを適宜確認し、公の施設が最大限活用されるよう努める必要がある。

公の施設の指定管理者に対する監査結果を踏まえると、県が団体に貸し付けた備品の管理が不適切となっている事案があった。

県は、施設の管理責任が県にあることを十分に認識した上で、指定管理者に対し必要な指導、監督を行うとともに、県と指定管理者との間でのコミュニケーションを密にし、相互の理解を深めるなど、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。

(2) 監査を通じて識別された課題

① 補助金に係る適正な事務の執行について

補助金については、これまでも、適正な事務の執行について意見を付してきたところであるが、今年度の監査においても、補助金の額に影響はないものの、団体が提出した実

績報告書について、経費計上誤りがあるもの、添付書類に不備があるもの、補助対象の可否を確認するための証憑書類が漏れているものを、所管課において看過されていた事案があった。

また、本監査と同年度に所管課による指導監査が行われていたにもかかわらず、団体内の契約に係る意思決定過程の記録が不明確な事案があるなど、所管課による実績確認等が不十分と考えられる事案が認められた。

については、所管課においては、補助金の交付を行うものが実施すべき確認事項等を精査し、確実に実施した上で、各団体において、事務の内容や事務に係る内部統制体制、規程等を改めて確認し、適正な事務の執行が図られるよう、必要な監督や指導、助言を行われたい。

② 指定管理施設のサービス水準の確保について

今年度監査を行った指定管理施設の中には、経年により施設・設備の老朽化が相当進んでいるものが見受けられた。その施設では、指定管理者は様々な努力や創意工夫をしながら優先度を考慮し、修繕等を行っていた。

指定管理施設は、多くの県民が利用する施設であることから、県民に提供するサービス水準が確保され、安全に利用できるよう、県は改修や修繕等の維持管理を適切に行っていく必要がある。

については、所管課においては、施設の管理責任者として、指定管理者と十分な協議・調整や情報共有を不断に行い、指定管理施設の機能が適正に発揮されるよう、施設設備の状況について十分に把握確認された上で、適切な対応を検討されたい。

4 今後の措置

改善留意を要するものについては、県の所管課に文書で通知し、講じた措置の状況について報告を求めるとともに、関係団体への指導監督に努めるよう求め、今後の定期監査等において、改善の状況を確認していく。

【別紙 監査の着眼点】

1 出資団体

- (1) 出資団体はその目的に沿って運営されているか。
- (2) 出資団体の経営及び財政の状態は良好か。
- (3) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (4) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (5) 会計経理組織は整備されているか。
- (6) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (7) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (8) 内部統制に関する認識はあるか。
- (9) 内部統制は十分に機能しているか。
- (10) 出資団体に対する指導監督は適切に行われているか。

2 財政的援助団体

- (1) 補助事業等は交付の目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 補助事業等の事業計画及び予算計画は適切であるか。
- (3) 事業の計画と実施内容は相違していないか。
- (4) 補助金等の交付条件は履行されているか。
- (5) 交付された補助金等は適期適正に受け入れられているか。
- (6) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (7) 補助金等を他に流用し、又は不正に使用していないか。
- (8) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (9) 実績報告書等は提出されているか。
- (10) 会計経理組織は整備されているか。
- (11) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (12) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (13) 補助金等の事業効果は十分に達せられているか。
- (14) 内部統制に関する認識はあるか。
- (15) 内部統制は十分に機能しているか。

3 指定管理者

- (1) 包括協定書の内容は適正か。
- (2) 包括協定書に基づく管理業務実施状況は適正か。
- (3) 支払われた委託料は適期適正に受け入れられているか。
- (4) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (5) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (6) 事業報告書等報告書類は提出されているか。
- (7) 会計経理組織は整備されているか。
- (8) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (9) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (10) 内部統制に関する認識はあるか。
- (11) 内部統制は十分に機能しているか。
- (12) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

4 関係証拠書類及び帳簿の整備等

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 補助金等交付申請書添付書類（事業計画書、設計書等）
- (3) 補助金等交付決定書
- (4) 補助金等交付書
- (5) 補助金等実績報告書
- (6) 予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 決算報告書
- (9) 貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表、会議議事録、定款、寄附行為、業務方法書、諸規程その他関係諸帳